

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 8 月 5 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 殿

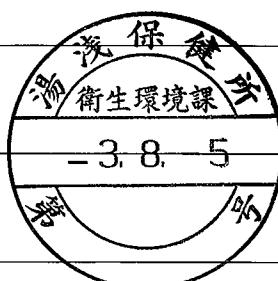
提出者 株式会社 武内商店
住 所 和歌山県有田郡有田川町明王寺97-11
氏 名 代表取締役 武内 隆幸
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0737-52-2123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 武内商店
事業場の所在地	和歌山県有田郡有田川町明王寺97-11
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	6 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 5,389万円
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事→分別→がれき類→保管→再生処理（自社処理、委託） →最終処分（委託） →木くず →保管→再生処理（自社処理） →廃プラスチック→再生処理（委託） →ガラスくず等 →再生処理（委託） →建設混合廃棄物→再生処理（委託） →最終処分（委託）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 請負によって大きく左右されるので予測するのは難しいが、過去数年間の請負高をもとに産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施している取組を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、廃プラスチック類、ガラスくず等、建設混合廃棄物の別に分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施している取組を継続するとともに、具体的な作業手順を従業員及び関連会社に周知徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t		t	
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>がれき類は破碎して再生クラッシャーラン（RC-40）に再生利用する。 木くず類は破碎して燃料用チップ及び堆肥用チップなどに再生利用する。</p>				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t		t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取組を継続する。</p>					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t		t		
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t		t		
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>自ら中間処理を行い再生利用に努める。</p>						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t		
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取組を継続する。</p>						

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取組の継続を実施する。</p> <p>さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。</p>		
※事務処理欄		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：営業部	職名：課長
現場責任者	現場作業所	職名：主任
現場担当者	現場作業所	職名：作業係
産業廃棄物 処理責任者		
廃棄物処理施設 技術管理者		
役割	統括責任者	①委託契約の締結 ②処理業者の確認 ③再生利用の推進のため委託先の情報収集他
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定 ②従業員及び下請業者等への教育、啓発等 ③廃棄物処理法及び関係法令を尊守した作業の推進
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②分別解体、産業廃棄物の分別
	事務担当者	①帳簿の作成 ②保管業務
組織図		
<pre> graph TD EC[取締役会] --- GM[総務部] EC --- MP[管理部 (事務部)] EC --- BD[建設部] MP --- SAO[現場作業所] </pre>		

別紙